

事業主のみなさまへ

令和4年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は

6月1日から7月11日までです。

電子申請・郵送による提出もご利用ください。

令和4年度の年度更新の手続は、6月1日から7月11日までの間に行っていただくこととなります。

労働保険料の算定方法は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

概算・確定保険料の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受付けておりますが、最寄りの日本銀行歳入代理店・郵便局等でも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口に提出してください(労働保険料申告等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託する方法もあります。)

なお、申告書作成の結果納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合は、金融機関で申告書のお取扱いができませんので、栃木労働局又は労働基準監督署へ直接提出してください。

本年度の変更点

◇雇用保険の料率改定について

令和4年4月1日より、雇用保険料率が改定されました。

また、令和4年10月1日にも変更があり、概算保険料の算定方法に変更がありますのでご注意ください。

なお、労災保険料率に変更はありません。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

★いつでもどこでも手続き可能！

★簡単・スピーディに申請！

★ムダなコストも削減！

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)

詳しくは、栃木労働局労働保険徴収室(028-634-9113)、労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局労働保険徴収室